

全国厚生労働関係部局長会議

2018年（平成30年）1月18日（木）
子ども家庭局

I 子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

1 「新しい経済政策パッケージ」（人づくり革命）

- 幼児教育無償化
- 安定財源の確保
- 子育て安心プランの前倒し実施
 - ・ 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援
 - ・ 認可外保育施設の認可化移行の促進
 - ・ 総合的な保育人材確保策の推進

II 地域における子育て支援の充実

- 1 平成30年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等
- 2 放課後児童クラブ
- 3 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

III 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- 1 改正児童福祉法の施行／児童虐待防止対策の推進
- 2 社会的養育の充実
- 3 ひとり親家庭への支援

《 目 次 》

1. 「新しい経済政策パッケージ」（人づくり革命）	1
（子育て安心プランの前倒し実施／幼児教育の無償化）	
（1）多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について	2
（2）認可外保育施設の認可化移行の促進について	7
（3）総合的な保育人材確保策の推進について	9
（4）改定保育所保育指針の適用について	11
2. 地域における子育て支援の充実	
（1）平成30年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について	13
（2）放課後児童クラブについて	14
（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について	17
3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
（1）改正児童福祉法の施行に向けて（平成30年4月2日）	24
（2）児童虐待防止対策の推進について	24
（3）社会的養育の充実について	30
（4）ひとり親家庭への支援について	38
（参考）自治体等の取組における好事例集	
○ 児童相談所と警察における情報共有の取組（茨城県）	41
○ 児童相談所と連携した民間あっせん団体の養子縁組の取組（大阪府）	43
○ 里親委託に関する取組（静岡市）	45
○ ひとり親家庭への自立支援の取組（八王子市）	46
（参考）平成30年度子ども家庭局予算案の概要	47
（参考）照会先一覧	54

1. 「新しい経済政策パッケージ」(人づくり革命)
(子育て安心プランの前倒し実施/幼児教育の無償化)

「新しい経済政策パッケージ」(人づくり革命) <子ども家庭局関係抜粋>

1. 幼児教育の無償化

- ・幼児教育の無償化を一気に加速。3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。
- ・0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ・消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施。

2. 待機児童の解消

- ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備。
- ・2018年度(来年度)から早急に実施。
- ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む。今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ。

3. 高等教育の無償化 (略)

4. 私立高等学校の授業料の実質無償化 (略)

5. 介護人材の処遇改善 (略)

6. これらの施策を実現するための安定財源

- ・社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる増収分を①教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、②財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当。①について新たに生まれる1.7兆円程度を上記1. 2. 3. 及び5. に充てる。人づくり革命の政策は、消費税率10%への引上げを前提として、実行。
- ・子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額。法律で定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出。

7. 財政健全化との関連 (略)

8. 来年夏に向けての検討継続事項

- (1)リカレント教育 (略)
- (2)HECS等諸外国の事例を参考とした検討 (略)
- (3)全世代型社会保障の更なる検討
 - ・今後、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会全体で負担する」との理念のもと、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、企業負担のあるべき姿を含め併せて検討。

1. (1) 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

現状と課題

- 待機児童解消に向けた各自治体の積極的な整備推進により、企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大と併せて、2017(平成29)年度末までの5年間で、約59.3万人分の拡大を見込んでいる(昨年公表した数値(約52.3万人分)を約7万人分上回る見込み。)
- 一方で、女性就業率(25歳～44歳)は年々上昇し、それに伴い保育の申込者数も年々増加していることから、2017(平成29)年4月時点の待機児童数は2万6,081人と、依然として2万人を超える水準で推移している。
- このため、2017(平成29)年6月に「子育て安心プラン」を策定したが、昨年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを前倒しし、女性就業率(25歳～44歳)8割に対応できる約32万人分の保育の受け皿を2020(平成32)年度末までに整備することとしている。
- 実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

講じた措置（予算・税制・法律等）

<2017(平成29)年度補正予算案・2018(平成30)年度予算案等>

○ 保育園等整備に必要な予算を確保するとともに、

- ① 市区町村ごと、更には市区町村内の「保育提供区域」ごとに保育ニーズと受け皿整備の見込みと実績の「見える化」
- ② 「広域的保育園等利用事業」において、送迎センターを経由せずに保育園等に直接送迎することを可能とするほか、送迎センターの設置のための改修費等の支援
- ③ 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及などの取組を実施することとしている。

<2018(平成30)年度税制改正等>

○ 個人又は法人が、2018(平成30)年4月1日から2020(平成32)年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%(建物等及び構造物については、15%)の割増償却ができる優遇措置の創設。

今後の方向性・スケジュール等

○ 「子育て安心プラン」に基づき、2020(平成32)年度末までに約32万人分の保育の受け皿を整備し、待機児童解消に取り組む。女性の就業の更なる増加、働き方改革の進展、育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、必要な予算・税制上の措置等を行うことにより、保育の受け皿を着実に整備するなど、保育を希望する方が保育を受けることができるよう取組を進めていく。

「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

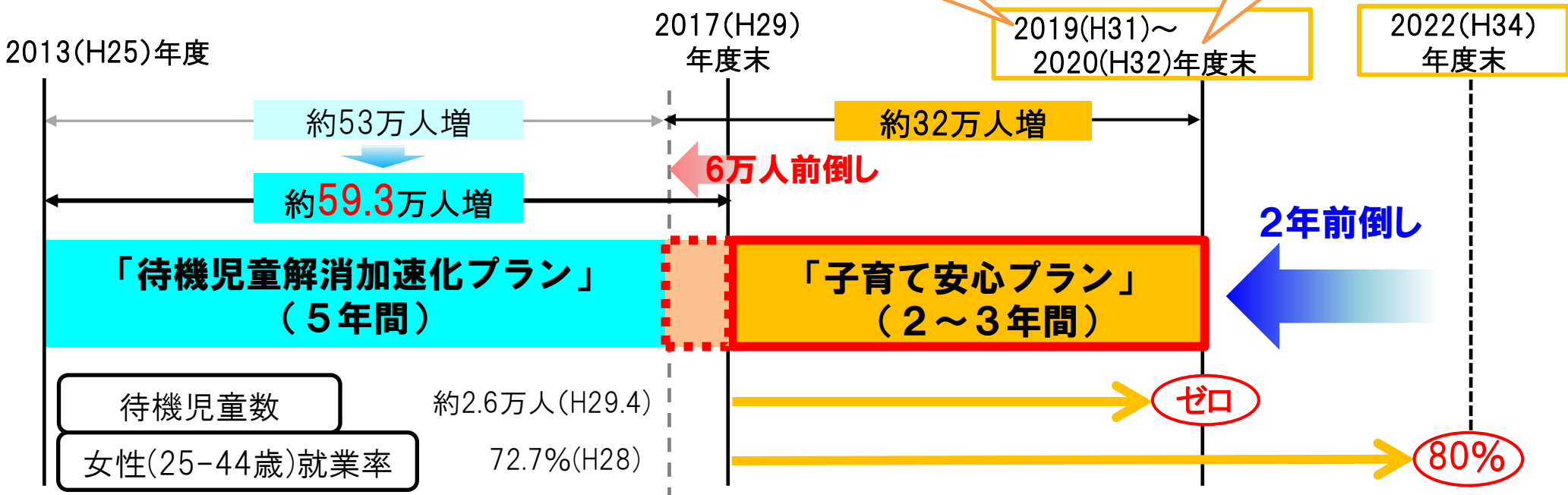
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)

2年前倒しし、平成32年度末までの**3年間で約32万人分**の受け皿を整備



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

市区町村における待機児童解消の取組状況の「見える化」について

◆ 「子育て安心プラン実施計画」の作成

- 「子育て安心プラン」参加対象の市区町村は、初めて、市区町村全域に加え、**保育提供区域毎**に「子育て安心プラン実施計画」を作成し、**遅くとも2020年度末までに待機児童をゼロ**とする。
- 「**0歳、1・2歳、3歳以上**」の**年齢区分別**に「申込児童数(保育ニーズ)」、「利用定員数(整備量)」、「待機児童数」を見込んで計画を作成。
- 申込児童数の見込みについては、**保育を必要とするが申込みに至らないケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握**するため、**保育コンシェルジュなどを積極的に活用**するよう指導。
- **都道府県は**、市区町村の実施計画における**保育ニーズの見込み等が適切かどうかを精査**。

◆ 「子育て安心プラン実施計画」の公表

- 「子育て安心プラン実施計画」について、年齢区分別に、2020年度末までの**見込・計画数、実績**を厚生労働省HPにおいて**公表し、市区町村の待機児童解消の取組状況を「見える化」**。

1. 大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

2. 制度の内容

2018年度～2019年度に
企業主導型保育施設を新設・増設



3年間の割増償却

普通償却費
+
普通償却限度額の12%
(建物等及び構築物は15%)

減価償却資産

①企業主導型保育施設の建物等



②幼児遊戯用構築物等

- ・遊戯用の構築物
- ・遊戯具
- ・家具
- ・防犯設備

